

## 和泉市上下水道部公式ツイッター運用要領

### (目的)

第1条 この要領は、和泉市上下水道部がTwitter（以下「ツイッター」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 和泉市上下水道部が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロワー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

### (運用の管理)

第3条 公式ツイッターの運用主体は、上下水道部とし、アカウントの管理は経営総務課が行う。

2 ユーザー名はizumisuidoとする。

3 ツイートの発信は、所管課長から選任を受けた職員のみとする。

### (アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ユーザー情報を上下水道部ホームページ上に明示する。

### (アカウント運用要領の明示)

第5条 アカウントの運用主体、発信する内容及び発信方法について、ツイッターのプロフィール欄で明示する。

### (掲載内容)

第6条 公式ツイッターで次に掲げるものをツイートする。

- (1) 上下水道部ホームページで掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報

- (2) 上下水道部が関与しているイベント情報
- (3) 災害発生時の施設状況や緊急時に市民生活に差し迫っている重要な情報
- (4) その他所管課長が必要と認めたもの  
(意思決定)

第7条 情報発信については、原則として所管課長の決定を必要とする。ただし、災害発生時など緊急を要する場合は、この限りでない。

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第8条 公式ツイッターでは情報発信のみを行うものとし、リプライ、リツイート及びフォローは原則行わないものとする。ただし、政府機関、地方公共団体等の発信する公益性の高いツイートで、特に経営総務課長が認めるものはこの限りでない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、

経営総務課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成26年5月27日から適用する。